

日本における礼儀の教育：中世から近代について

Politeness Education in Japan : From the Middle Ages to Modern Times

柴 崎 直 人
SHIBAZAKI Naoto

はじめに

本論文は、礼儀に関する中世から近代にかけての日本の学校教育の流れを整理し、現在の礼儀教育に影響を与えている諸点の指摘を試みるものである。

1. 近世までの礼儀の教育

(1) 中世ヨーロッパにおける礼儀

礼儀に関する行動が人間社会に普遍的に存在するわけではなく、あくまでも人間がその文明化の過程において歴史的に生成・発展したものであると指摘したのはユダヤ系ドイツ人の社会学者ノベルト・エリアスであり、「礼儀」に関する概念は16世紀(1520年代後半～40年代)の中世ヨーロッパから生じたとしている⁽¹⁾。彼がさかんに取り上げる初期の礼儀作法書として、身分の高い家柄の子弟を対象としたエラスムスによる『少年礼儀作法論』があるが、これは1530年に刊行されている。このような礼儀はヨーロッパの中世後期に発生した宮廷社会において誕生し、洗練されていったとされる⁽²⁾。

(2) 中世日本における礼儀

一方、日本における一般的な礼儀の源点は、室町期に発生した小笠原流とされている。これについて西山・広島⁽³⁾は、以下のように指摘する。

「従来我国で形成されてきた行動方式とされるものは、公家の儀礼、武家礼法、茶礼、禅宗清規等多くのものが数えられる。しかしながら、これらの行動方式の中で現在のわれわれの行動様式に最も大きく影響を与えてきたものは、敗戦直前までわれわれの行動を規定していたいわゆる「小笠原礼法」であり、またその根底をなしていた武家礼法の伝統であった。」

また、陶⁽⁴⁾は日本の礼儀作法の基準の発生について、次のように述べている。

「日本では鎌倉時代から江戸時代まで、政治面では武家を中心であった。武家社会の頂点は将軍家である。だから、将軍家の作法が基準となるといっても過言ではなかろう。鎌倉幕府のころには、まだまだ主流となるものは存在しなかった。室町幕府になると、礼法に関しては将軍家が小笠原家と伊勢家を用い、江戸幕府は小笠原家を用いることになる。こうして小笠原家が武家の礼法の主流となるのである。あの有名な小笠原流が王道となるのだ。」熊倉⁽⁵⁾は、武士の礼法を考えるには少なくとも16世紀から実態をみていく必要があると指摘している。

このように、日本の礼儀の系譜は、ヨーロッパとおなじく16世紀の室町時代にさかのぼると考えられる。室町期の小笠原家において封建的身分秩序の中で形成され規範化された礼儀作法である小笠原流礼法が、武士のあらゆる生活の規範となった。封建社会における支配階層の行動様式である小笠原流は、支配を通じて町民・農民に対する教化、また模倣により、徐々に被支配階層にも浸透し、やがて部分的には全社会をも支配するに至った⁽⁶⁾という。この時代の礼儀の教育は、武家における「武士としてのたしなみ」としての家庭内教育の範疇にとどまるものといえよう。

2. 近世における礼儀の教育

(1) 小笠原流礼法の影響

江戸時代において、政治権力は武士の掌中にあり、礼儀もやはり武士を中心に展開していく。武士の礼儀

作法の代表が前述の小笠原流礼法である。江戸時代における小笠原流礼法は、おもに二つの流れに分類される。徳川将軍家に礼式をもって仕えた小笠原氏の流れと、民間において小笠原流を称して諸礼法を教えた水島ト也の流れである。

水島ト也(みずしま ぼくや 慶長 12 (1607) ~元禄 10 (1697)) は、江戸時代前期の故実礼法家である。諱は元成、通称伝右衛門、剃髪してト也と号した。小笠原家伝を伝授された小池流の創始者で豊前小倉藩(小笠原家)藩士小池貞成の門人斎藤三郎右衛門久也に小笠原流の諸礼式を学び、水嶋流を創始して江戸に道場を開いた。将軍徳川綱吉の子徳松の髪置きの儀で名をあげ、武家礼法を民間に普及させた。多数の門弟を抱えたという⁽⁷⁾。

「江戸時代、女性の礼法は、小笠原流を学んだ礼法家水嶋ト也がまとめたものが普及していた。『化粧眉作口伝』などの伝書が知られる。幕府に仕えていた小笠原家は、主に武士を対象とした礼法(武家礼法)を教授していたが、武家の女性を対象として積極的に指導することはなかった。」⁽⁸⁾とあるように、水嶋が開拓した礼法の分野に、「女礼」がある。武士のたしなみであった武家礼法は、当然ながら男性のものであった。それを女性向けに翻案して指南したのである。水嶋は礼法に関する伝書類を幅広く集め、その内容を編集し、また時代の変化に応じて改良を加えるなどした。そのために市井においておおいに求められることとなり、「小笠原流」の名を広めた一因ともなった。武士階層の人口は幕末で7%に過ぎなかった⁽⁹⁾ため、武家の「小笠原流」より水嶋のそれの方がより広く、より多くの耳目を集めたことと推察される。しかしまた、同じようなことに対する礼儀作法でも、その仕方が異なる事態が生じるなどして礼法の内容の統一性に混乱を招いた。そのため、伊勢貞丈をはじめとして、後の故実礼法家に批判されることが多い。また、このような礼法専門家たちは、町家の好みに応じた贅沢で華美な事大主義の強い「小笠原流」をつくりあげ、礼法を煩雑な些末主義のものにしていった⁽¹⁰⁾。

ところがこのような、水嶋をはじめとする諸礼法家の残した礼儀作法書は、その後の礼法書の内容に大きく影響を与えることになる⁽¹¹⁾。また同時に、子どもへの礼儀の教科書にも影響を与えてしまう。

(2) 子ども向け教科書への影響

たとえばその一つとして「童子専用当流諸礼調法記」が挙げられる。「童子専用当流諸礼調法記」は往来物と呼ばれるジャンルに属する書籍で、享和 3 (1803) 年に京都で出版された。調法記は重宝記とも書かれ、日常生活の必要常識を集成したハンディーな啓蒙書である⁽¹²⁾。当書は、「童子専用」とあり、子どもの教科書として編まれている。礼法書のベストセラーといってもよいほどで、所蔵している公的図書館も少なくない。内容としては「小笠原流諸礼調法記」のほか、「初学用文章」、「俗家通用手形證文請状之案文」等を含んでおり、題簽にあるように「萬家日用文章駢方」の調法記であるが、このような子ども向けの教科書にも、町家の好みに応じた贅沢で華美な事大主義の強い煩雑な些末主義の「小笠原流」の礼儀が浸透していたことがわかる⁽¹³⁾。

本書が寺子屋などの教育施設で実際に教科書として使用されていた確証は得られていない。しかし子どもが学ぶための礼儀の内容を掲載している書物が存在していることは、近世における礼儀の教育を考えるうえで重要な存在であるといえよう。

3. 近代における礼儀の教育

(1) 礼儀教育の流れと時代区分

明治維新を経て、身分制度が解体されて西欧の文化が流入するにあたり、あらためて国民の礼法を作る必要が生じた。その流布の基盤となったのは、明治5年の学生発布により全国に設置されることになった学校である。

近代の学校教育における礼儀教育の流れについては、江口・住田⁽¹⁴⁾による時代区分が考察の手掛かりとして適切と考えられる。以下にその区分を示す。

①自由教科書I期 ~前礼法教育期~ (明治5年~明治13年)

学校教育に礼法が正式に取り入れられる以前。

②自由教科書Ⅱ期（明治14年～明治15年）

明治14年の小学校教則綱領において、修身科の一部に「作法」として礼法教育が取り入れられた。以後礼法教科書の出版は活発化した。

③自由教科書Ⅲ期（明治16年～明治19年）

明治16年に文部省編輯局は礼法教科書を出版し、以後の礼法教育に方向を示した。この影響を受けた教科書の出版が増えた。

④検定教科書Ⅰ期（明治19年～明治27年）

明治19年に小学校令が改正され、教科書は検定を必要とするようになった。しかし礼法教科書は検定外図書であった。この間の礼法教科書の発行は減っている。

⑤検定教科書Ⅱ期（明治27年～明治36年）

明治19年に教科書の検定化が打ち出されたが、検定標準が示されたのは明治24年で、実際に検定教科書の使用が始まったのは27年からである。この間に「教育二関スル勅語」（以下教育勅語）が下賜され、これ以後の教科書に大きな影響を与えた。また24年の小学校令から「作法」の項目は削除された。

⑥国定教科書期（明治36年～昭和20年）

明治36年の小学校令施行規則の改正によって、教科書は国定となった。これ以降礼法教科書の刊行は大きく減少する。礼法教育の内容の変化としては、学校儀式や行幸啓礼が独立して規定された事、礼法教育の内容が文部省によって具体的に示された事が指摘される。

以上の6つの時期を経る過程において、日本の礼儀の教育は成立・変化したと考えられる。それではこれらの時代区分をふまえて、当時の礼儀に関する教育について述べる。

(2) 自由教科書Ⅰ期 ～前礼法教育期～（明治5年～明治13年）

学校教育に礼法が正式に取り入れられる以前。

江口・住田⁽¹⁵⁾によれば、この時期においても一部の職業人専門教育の場では、女子に対して容儀（礼法）が教授されており、また小学校の入門書・心得書として、「小学作法書」による学校生活における礼法教育が活発に行われたという。

また、1880(明治13)年、に小笠原清務が文部省と東京府に学校において礼儀作法を教授することの必要性を建議した。これを機に当時の東京府知事が小笠原家の礼法を府下73校の小学校教師(1校あたり3名ずつ)に学ばせ、教科書が作成された⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾。こうして神田の小川小学校を皮切りに各小学校で礼法の教育が始まった。

この背景には明治12年に示された教学聖旨の影響もある。そこでは教育の在るべき方向として「道徳ノ学ハ孔子ヲ主トシ」「忠孝ノ大義ヲ第一二脳髓ニ感覺セシメ」る事が示されている。この教学聖旨を受けた明治13年の教育令の改正において忠孝仁義を柱とした修身科が確認され、その具体的な教育実践として礼法教育が検討される事になった⁽¹⁹⁾からである。

(3) 自由教科書Ⅱ期（明治14年～明治15年）

明治14年の小学校教則綱領では第十条に「修身 初等科ニ於テハ主トシテ簡易ノ格言、事実等ニ就キ中等科及高等科ニ於テハ主トシテ稍高尚ノ格言、事実等ニ就テ兒童ノ徳性ヲ涵養スヘシ又兼テ作法ヲ授ケンコトヲ要ス」とあり、修身科の内容として「作法」を授けることが明文化されたため、これ以後、礼法教科書の出版は活発化している。

また、前述の小笠原清務が明治14(1881)年5月に水野忠雄との編著として『小學女禮式第一』を出版した。このテキストを用い小笠原清務自ら神田小川小学校(裁縫所)等で小学校女性教師への「女礼式」の授業をしていた。清務はこれについて、短時間で礼式が身につかないことから子どもの頃から時間をかけて行なうように述べている⁽²⁰⁾。

明治15年から清務は立礼式を東京師範学校の生徒に教え始める。

小学校教則綱領においては、修身や礼法の授業において、どのような具体的な内容をどのように展開させるべきであるかについての詳細な記述はない。そのため、この当時の教科書のほとんどが、流派礼法諸家の手による各流派入門書の翻訳の域を出なかった⁽²¹⁾。

(4) 自由教科書Ⅲ期 (明治16年～明治19年)

明治16年に文部省編輯局は礼法教科書「小学作法書」を出版した。これは従来の流派礼法のものとは違い、定型化された起ち方や座り方の型の固執せず、その心得を示すような記述であり、また、その内容が学校生活の心得的なものから生活全般へと広がっている。武家礼法とは違うこのスタイルが以後の礼法教育と礼法書の内容に大きな影響を与え、このタイプの教科書の出版が増えることになる。

小笠原清務により建議され、女教師への教師教育を含めた礼法の教授は、その後、当時の識者からの厳しい評価を受けることとなった。陶⁽²²⁾によると、「実に小笠原流のといふ流名の礼法は、無用なもので、無論修身科の中に加へて、教授すべき物でない(石井泰次郎)」、「時間ハ至テ短ク、事業ハ教科二涉レバ、其詳細ヲ論スコト能ハズ、生徒モ亦習熟スルコト頗ル難ク、記憶スルコト易カラザレバ(松岡明義)」、「一体学校では時間が極めて少ないのでありますから幾度も習ひ得る事は出来ませぬ。従つて是は大体に渡つて覚えるより外はありません(下田歌子)」などとさんざんである。小笠原流礼法三十二世宗家の小笠原忠統はこの時代の礼儀教育について、「女子教育には礼法は欠かせないものとして採り入れられ、しかも小笠原流を称する教師によって、形式を主眼にして教えられるようになっていったのである。」⁽²³⁾と断じている。教員においても詳細を極めることのないまま教育現場に駆り出され、またそれを受講する側においても深く学ぶことは覚束ないまま、単に形式としての礼儀を学ぶだけの時間になっていったことが伺える。

平田はこれについて次のように指摘する。

「清務が教授しようとした礼法教育は世間の批判を受けるようになった。女学校に授業の一科目として置くにはあまりにも複雑で時開が足りないことが判明し、一般の庶民への教育を理想に礼儀作法の普遍性を追求した小笠原清務であるが、それらは次第に型だけを教える形式だけのものへと変化していき、世間の批判を受けるようになった。礼法を学校教育のなかに従来のものをそのまま取り入れることは困難となり、短時間のなかで教えるには形だけをなぞらせるようになってしまったのである。」⁽²⁴⁾

明治12年に始まった礼法教育だが、明治18年に森有礼が初代文部大臣の座についた後、学校における礼式教授を全廃させた⁽²⁵⁾。上記の事情と相まって、明治維新による西欧化により従来の礼法では対応しきれなくなり、新しい礼法の形成が求められるようになったからと考えられる。

(5) 検定教科書Ⅰ期 (明治19年～明治27年)

明治19年に小学校令が改正され、教科書は検定を必要とするようになったが、礼法は修身科の内容のひとつとされていたことから、その教科書は検定外図書とされた。

明治24年に教育勅語が示されたのち、修身科の内容はより詳細に規定され、礼法教育の内容が大きく変動した。従来の礼法家はそれに対応できなかったため、礼法教科書の発行は減少した。この折に「修身教科書と学校儀式」というその後の礼法教育の骨子が確立したとされる⁽²⁶⁾。これによって明治24年の小学校令から「作法」の項目は削除されることとなった。

女学校においては、明治28(1895)年の「高等女学校規定」において「人倫要徳ノ要旨」とともに「作法」が含められ、明治36(1903)年の「高等女学校教授要目」では進退、応対などさまざまな実技の実習が設けられ、作法は故実古礼にこだわらず、現状に合ったものを教え、実生活に応用させるように、と指示し、実用性に重きをおいたとされる。しかしこれについて熊倉は、「実際にはいささか煩瑣に過ぎる礼法教育がおこなわれ、その間隙をぬって茶道が女学校教育に入り込んでいった」と批判している⁽²⁷⁾。

(6) 検定教科書Ⅱ期 (明治27年～明治36年)

修身書の内容が、明治16、7年頃からの「教訓主義時代」、明治19年頃からの「徳目主義時代」から、明治34年頃からの「人物主義時代」へと変化していく。それに伴い、礼儀作法に関する記述はごく少なくなり、人物主義の時代には特に取り上げられなかった⁽²⁸⁾。

(7) 国定教科書期 (明治 36 年～昭和 20 年)

明治 36 年の小学校令施行規則の改正によって、教科書は国定となった。こののち、礼法教育をめぐる論議は減少し、礼法教科書にも変化はほとんどなくなり、これ以降礼法教科書の刊行は大きく減少する。明治 43 年に「小学校に於ける作法教授要項」、翌 44 年に「師範学校・中学校に於ける作法教授要項」が編纂されることで、明治期の礼儀作法の教育はひとつの完成を見た⁽²⁹⁾。文部省の手による礼法教育は、固安・定着の段階に達したものと考えられる⁽³⁰⁾。

(8) 大正期～第二次世界大戦

大正 2 (1913) 年には指導内容を全国的に統一することを目的にして、文部省によって「作法要綱」という基準が設けられた。

その後昭和 10 (1935) 年には、戦時体制へ移行するなかで、時勢に鑑みた作法教育の強化が行われ、昭和 13 (1938) 年にはそれに関する具体的な指導内容を盛り込んだ「国民礼法」が構想された。この年は国家総動員法が生まれた年でもある。

状況が大きく変化したのは、昭和 16 (1941) 年の小学校令の改正においてである。

昭和 16 (1941) 年 3 月 1 日に、従来の小学校令が改定され、初等教育及び前期中等教育を行う国民学校についての勅令が出された。いわゆる「国民学校令」である。これと同時に改訂された第五期国定修身教科書は、「国体」を強調する内容が前期のものよりもさらに強くなる。この第五期国定修身教科書では、祭祀の意義を明らかにして、敬神の念を涵養すること、政治・経済及び国防が国体に淵源することを理解させ、立憲政治の精神、産業と経済との国家的意義ならびに国防の本義を明らかにして、遵法・奉仕の精神を涵養すること、女兒に対する婦徳の涵養、礼法及び公衆道徳の指導、家庭と連携した善良な習慣の形成などが特に強調されている。

これを追って「国民礼法」に関する通達が昭和 16 (1941) 年 4 月になされ、師範学校、中学校、高等女学校、各種実業学校、国民学校において実施させた。陶はこれを「国家基準となるものであり、近代礼儀作法のひとつの頂点といえよう」⁽³¹⁾と指摘する。これに伴い、一斉に礼法要綱にのっとった解説書が続々と出版された。これらの内容に関しては、型ばかりの羅列であって、精神の体得は無味乾燥の訓話しかない⁽³²⁾のものであった。

それについて江口・住田⁽³³⁾は次のように指摘する。

「この中で再び礼法教育が、修身科の一部として明文化され、同時に『礼法要項』が文部省から発表された。その内容は、天皇・皇室への礼に重きが置かれている点、生活全般に詳細かつ具体的な行動の仕方が示されている点で、国定教科書初めの礼法教育の方向を踏襲するものであった。ただ戦時体制という社会状況下で、天皇を頂点とした国家体制が、絶対的な存在となり、全国民を「職域奉公、大政翼賛、皇道の実践」の中に組み込むための礼法としての性格をより鮮明にしていたのであった。」「この文部省礼法は、家庭生活、社会生活における行動の規範を示すというにはあまりにも複雑な内容を持つ存在に至った。」

このように、国民礼法は戦争の遂行に向けて整備され、複雑な内容を有するに至った。そして敗戦とともに皇国の精神を象徴するものとして否定され、崩壊することになった。

ここまでの流れを小括すると、明治期の教科書における礼儀の内容は、当初は武家礼法を換骨奪胎した固定的・様式的なものだったが、教育勅語発布によって、社会生活の「心得」的な内容へと変化した。しかしわずか 10 年でふたたび固定化・様式化し始めた⁽³⁴⁾。詳細な規範を持つ内容の「礼儀」は、国民礼法となって天皇を頂点とした絶対的な国家体制に国民を組み込むためのツールとして機能させられた。そして戦時国家の崩壊とともに否定されることになったのである。

おわりに

中世の武家礼法の中でもとくに小笠原家から派生した日本の礼儀であるが、江戸期には本来の合理的で質素な武家礼法である本来の「小笠原流」ではなく、町家の好みに応じた贅沢で華美な事大主義の強い煩雑

な些末主義の「小笠原流」の礼儀が浸透していた。

明治期になると、一般庶民に礼儀を広めようという流れが起こったが、それらは次第に型だけを教える形式だけのものへと変化していき、世間の批判を受けるようになった。

明治の半ば以降からは、実用性に重きをおいた礼法教育が求められるようになったが、実際にはいささか煩瑣に過ぎる指導がおこなわれていた。

そしてこのような詳細な規範を持つ内容の「礼儀」は、昭和期の戦時下において「国民礼法」となり、天皇を頂点とした絶対的な国家体制に国民を組み込むためのツールとして機能させられ、敗戦とともに否定されるべき存在となった。

以上の経緯に関連して、平田⁽³⁵⁾は次のように指摘する。

「礼法が短時間で習得できないことは『小學女惜式第一』の緒言で述べられていたが、明治12年にはじまった礼法教育について明治17年に松岡明義は『礼節要抄』に時間が短いために習熟しがたいことを嘆息する意見を記し、翌年で廃止となった。清務が教授しようとした礼法教育は世間の批判を受けるようになった。女学校に授業の一科目として置くにはあまりにも複雑で時間か足りないことが判明し、一般の庶民への教育を理想に礼儀作法の普遍性を追求した小笠原清務であるが、それらは次第に型だけを教える形式だけのものへと変化していき、世間の批判を受けるようになった。礼法を学校教育のなかに従来のものをそのまま取り入れることは困難となり、短時間のなかで教えるには形だけをなぞらせるようになってしまったのである。」

現代の日本人が「礼儀」に抱く一般的なイメージとして、小笠原忠統は「形式ばかり複雑で、内面のともなわれない、虚偽の行動様式である」⁽³⁶⁾と挙げ、その本質との乖離を嘆いている。このような負の印象が日本人の心理に組み込まれた要因として、近代における礼儀教育の煩雑化と歴史的な背景による否定があったことが伺えよう。よって、これからの礼儀教育が児童生徒および保護者に受容され、効果あるものとなるためには、上記のような負の心理を惹起させない指導の内容と方法の構築が必要となるであろう。

引用文献

- (1) Elias, N. 1969 *Über den Prozess der Zivilisation* Francke Verlag=1977, 1978 (赤井慧 訳) 『文明化の課程 (上)』法政大学出版局 p. 142)
- (2) 加藤芳正「現代社会におけるマナーの諸相」加藤芳正 (編著) 「マナーと作法の社会学」東信社 2014, p26
- (3) 西山卯三・広島盛明「武家礼法の発生形態について：礼法の研究・第1報」日本建築学会論文報告集 (110), 24-29, 1965
- (4) 陶智子「日本人の作法」平凡社, 2010, p11
- (5) 熊倉功夫「文化としてのマナー」岩波書店, 1999, p7
- (6) 同上, p7
- (7) 平成 24 年度 筑波大学附属図書館特別展図録「明治時代に礼法はいかにして伝えられたか～出版メディアを中心に～」筑波大学附属図書館, 2012, p7
- (8) 同上, p10
- (9) 関山直太郎『近世日本の人口構造』吉川弘文館, 1958, pp. 269-270
- (10) 小笠原忠統「小笠原流礼法入門」中央文芸社, 1989, pp. 22-23
- (11) 陶智子「日本近代礼法略史」, 陶智子・綿貫豊昭 (編著) 近代日本礼儀作法書誌事典, 柏書房, 2006, p615
- (12) 小野さやか「近世期出版文化における日用類書の研究」千葉大学社会文化科学研究 10, A1-A14, 2005, p2
- (13) 平成 24 年度 筑波大学附属図書館特別展図録「明治時代に礼法はいかにして伝えられたか～出版メディアを中心に～」筑波大学附属図書館, 2012, p9
- (14) 江口敦子・住田昌二「礼法教育の研究(第1報)：小学校における礼法の成立過程」日本家庭科教

育学会誌 26(2), 1983, pp. 13-17

(15) 同上

(16) 熊倉功夫, 1999, pp. 213-214

(17) 佐々木 眞由美「現代青年のマナー観について：礼儀作法の形成過程」北海学園大学大学院経営学研究科 研究論集 (10), 25-37, 2012, p28

(18) 陶智子「近代日本礼儀作法書誌事典」柏書房, 2006, pp617-618

(19) 江口敦子・住田昌二, 1983, p15

(20) 平田祐子「現代社会におけるマナーの捉え方」高田短期大学紀要 29, 39-49, 2011, p42

(21) 江口敦子・住田昌二, 1983, p16

(22) 陶智子「近代日本礼儀作法書誌事典」柏書房, 2006, p617-619

(23) 小笠原忠統「日本人の礼儀と心」ダン社 1994, p30

(24) 平田祐子「現代社会におけるマナーの捉え方」高田短期大学紀要 29, 39-49, 2011, p42

(25) 陶智子「近代日本礼儀作法書誌事典」柏書房, 2006, p619

(26) 江口敦子・住田昌二, 1983, p16

(27) 熊倉功夫, 1999, p162-186

(28) 陶智子「近代日本礼儀作法書誌事典」柏書房, 2006, p620

(29) 同上, p620

(30) 江口敦子・住田昌二, 1983, p17

(31) 陶智子「近代日本礼儀作法書誌事典」柏書房, 2006, p620

(32) 熊倉功夫, 1999, p215-217

(33) 江口敦子・住田昌二, 1983, p17

(34) 同上, p16

(35) 平田祐子「現代社会におけるマナーの捉え方」高田短期大学紀要 29, pp39-49, 2011, p42

(36) 小笠原忠統, 1994, p8

